

関係指定障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援、共同生活援助)

岡山県保健福祉部障害福祉課

人員配置の見直しに係る自主点検の実施について

標記の障害福祉サービスについては、前年度の平均利用者数によって、人員配置が決定される仕組みとなっていますので、次により前年度の利用実績（基準日：平成30年4月1日）に基づく見直しを行った上、適切な人員配置を行ってください。（平成29年4月2日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設、平成30年1月2日以降に定員減を行った事業所・施設を除きます。）

記

- 1 見直し関係書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく障害福祉サービス等関係」→「事業者の指定（更新）・変更及び運営等に関すること」→「人員配置の見直しに係る自主点検の実施（及び変更の届出）」に掲載）

- ① 人員配置の見直しに係る自主点検表（兼申出書）
- ② 人員配置基準上の必要人数計算表
- ③ 平均障害支援区分算定表（生活介護のみ）
- ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

2 書類の保管

- ・ 見直しに使用した上記1の書類については、必ず保存をしておいてください。
- ・ これらの書類については、提出は不要です。

次の事業所等については、前年度の利用実績（基準日：平成30年4月1日）に基づく見直しの対象外です。所定の時期に見直しを行った上、県民局に関係書類を提出してください。（指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書に添付された「留意事項」を参照）

- ・ 平成29年4月2日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設→6月間又は12月間の実績による見直し
- ・ 平成30年1月2日以降に定員減を行った事業所・施設 →3月間の実績による見直し

3 その他

人員配置の見直しの結果、報酬算定に変更が生じる場合は、その内容に応じ体制届等を提出することが必要です。体制届は、新様式（集団指導以降に示す予定です。）により提出願います。

- (1) 提出書類（※新様式により提出願います。）

- ① 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 各加算に係る届出書及びその添付書類（加算の算定に変更が生じる場合）

- (2) 提出期限

平成30年4月10日（火）

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定（単位数の増）はできません。

- (3) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

- (4) 提出先

事業所等を所管する県民局の健康福祉課事業者（第二）班

※平成30年4月の報酬改定に伴い、今後報酬の算定要件等に変更がある場合の手続等については、別途通知等によりお知らせします。